

【2月議会条例改正議案】「本社機能等移転促進税制」の創設について (固定資産税の不均一課税)

1. 目 的

平成27年10月に公表された「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における地方創生の趣旨等を踏まえ、企業の新規立地及び市内投資による雇用の創出、地元就職の促進及び市内経済の活性化を促進する観点から、本市への本社機能等の移転・拡充等に対し、税制面で支援するもの。

2. 内 容

地域再生法に基づいて県が作成し、国の認定を受けた地域再生計画「福岡県アジアビジネス拠点化に向けた本社機能立地促進計画」(平成27年10月8日告示)に沿って整備される本社機能等を有する施設について、固定資産税の不均一課税を行うもの。

【制度の概要】

対象税目	固定資産税
内 容	3年間の不均一課税(税率の軽減措置) ※標準税率は1.4% 税率=初年度0.14%(1/10)、2年目0.35%(1/4)、3年目0.7%(1/2)
対象者	県から「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者
対象資産	平成27年10月8日から平成32年3月31日までの間に、 県の認定を受けた「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」に従って取得した固定資産のうち以下のもの ① 「特定業務施設」の用に供する土地、家屋及び償却資産(構築物) ② 機械装置等の償却資産で、特定業務施設である研究所において研究開発の用に供するもの ※ 「特定業務施設」= 「本社機能を有する事務所」「研究所」「研修施設」 ※ 取得価額が一定額以上となることなど、諸要件あり
備 考	<u>「本社機能等移転に係る補助金」とあわせて適用を受けることが可能</u>

(担当)

財政局税務部税制課 渡部・喜多川

TEL 093-582-2030